

広島市佐伯区民文化センター施設利用の取扱い変更のお知らせ

令和2年4月1日より、(公財)広島市文化財団が広島市佐伯区民文化センターの指定管理者として引き続いて指定されました。

お客様の利便性向上を図る観点から、新たに施設利用についての取扱いを改正し、次のとおり4月1日(一部除く)から実施します。

1 ホール練習利用の割引サービスの新設

割引サービス	申込受付日	条 件
施設利用料金を1/3に割引	利用日の1か月前から	・客席使用不可 ・平日の1区分に限定 ・文化活動の練習利用に限定 ・電源装置以外の附属設備使用不可 ・照明は作業灯(基本明かり) (前後の利用状況により音響反射板がセットされている場合があります)

2 利用料金の割引、無料化

(1) 施設利用料金

施設	割引料金	条例料金	備 考
大広間 (一般活動の場合)	3,220円(3時間)	5,650円(3時間)	10月1日以降のお支払分から適用となります。 ※令和2年10月1日に利用料金を改定

(2) 附属設備利用料金

施設・附属設備		割引料金	条例料金
35ミリ映写機	ホール	0円	4,400円(1区分)
16ミリ映写機	ホール	0円	3,300円(1区分)
	スタジオ		1,620円(3時間)
スライド映写機	ホール	0円	2,200円(1区分)

3 旧割引サービスの取扱い

令和元年度末に終了した次の割引きにつきましては、令和元年度中に受付けた利用のみ、経過措置として実施します。

[ホール]

- ・利用前2か月を切って受付けた場合の施設利用料金を、3分の2の額とする割引。
- ・特定期間(4/30~5/6、8/13~8/16、12/27~12/28、1/4~1/5)の割引。

4 利用予約受けの取扱い

令和2年9月30日をもって、電話での利用予約の受け付けを終了いたします。

10月1日以降は「窓口・FAX・インターネット(当センターホームページ)」でご予約を承ります。